

一般貨物自動車運送業における玉掛用具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	10~11	車庫内で山留材（H鋼加工品）が締結用金具を使って縦2本1組の状態のものを、レンフロランプで上段を掴んで吊り上げたときに、締結用金具が外れて下段の1本が自身の左足先に落下した（本人リモコン操作、資格有）。	44	100~299
2	15~16	鉄工所加工場土場で、トラックに製缶品を積込作業中、天井クレーンで吊り荷を移動させ、荷台に降ろす際に補助の手を避けるのが間に合わず、左手小指を挟み裂傷及び骨折した。	48	10~29
3	16~17	7t積載ユニックにて、現場から積載した踏板（網性1枚約17kg×40枚（500mm×1800mm）約700kgで1束）を荷下ろしの作業中、クレーンで吊っていた荷のワイヤーがはずれ地面に落下し、その荷が地面ではね返って自身の顔面（アゴ）を直撃した。被災者が1人でクレーン操作を行い、玉掛の仕方がよくなった事が原因と思われる。	46	10~29
4	15~16	取引先の工場内で、荷物を3人（LNS2人・本人）で天井クレーンで吊り上げた際に片方のワイヤーがフックの外れ止めから外れ、左足の指先全体に落下し、指先全体が壊死状態になった。また、落下の際に左手指先に接触し、指先切断となる。クレーンペンダントは本人が持っていた。	34	10~29
7	17~18	工場に入りユニックを使って荷積み始める。荷台の上の製品にリングを重ねて積もうと思いリング2枚（1枚約90kg）重ねて、下のリングのわきにボルト2ヶ所に取り付けて吊り上げ回転し本体上に上げる時、重なってるリングが動いたため、咄嗟に左手で支えようとして上のリング1枚が左手に落ちた。原因：1枚2点吊りで不安定なのに重ねて吊り上げた。	60	100~299

7	12~13	荷受け現場にて、ユニック車のクレーンを使い回収荷物を同車両に積み込み作業中、ブームを起こした際に荷が傾き荷崩れを起こしそうになったため、2メートルほど離れた位置にいた被災者がとっさに荷物を支えようと近づいたところ、吊っていたスリングベルトがすり抜け、荷が落下した際に被災者にぶつかり受傷した。	23	30 ~ 49
9	9~10	牧場にて、飼料タンクに飼料を補充する為、クレーンで飼料を吊った際、ワイヤーが切れて、タンクと飼料に挟まれて腰を打った。	26	10 ~ 29
10	13~14	被災者は2倍ハウス解体作業中、屋根部分をユニックにて吊り上げてハウスの床部分をワイヤーと荷締機にて引き上げている際にリン木の支えが強すぎて荷締機のフックが外れたと同時にリン木の支えも外れ弾みで落下したハウス床（約100kg）と地面の間に挟まれ背骨を負傷骨折した。	60	100 ~ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html